

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国 法共同事業法律事務所 弁護士 齋藤 朋子
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2 - 1 - 1 明治生命館7階
【報告義務発生日】	該当事項はありません。
【提出日】	平成27年3月20日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	該当事項はありません。
【提出形態】	該当事項はありません。
【変更報告書提出事由】	該当事項はありません。

【発行者に関する事項】

発行者の名称	三浦工業株式会社
証券コード	6005
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 (市場第一部)

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	インターナショナル・バリュウ・アドバイザーズ・エル・エル・シー (International Value Advisers, LLC)
住所又は本店所在地	米国ニューヨーク州ニューヨーク、フィフス・アベニュー7 17、10階 (717 Fifth Avenue, 10th Floor, New York, NY 10022)
事務上の連絡先、担当者名及び電話番号	東京都千代田区丸の内2-1-1 明治生命館7階 ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同 事業法律事務所 弁護士 齋藤 朋子 03(4550)2800

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成26年12月24日										
訂正前	<p>第2[提出者に関する事項] 1[提出者(大量保有者)/1] (7)[保有株券等の取得資金] [取得資金の内訳]</p> <table border="1"> <tr> <td>自己資金額(W)(千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金額計(X)(千円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他金額計(Y)(千円)</td> <td>15,353,580</td> </tr> <tr> <td>上記(Y)の内訳</td> <td>法第27条の23第3項第2号に基づき保有するものとされる株式の取得資金。但し、上記額の全額は、提出者に対して株式等の投資をするのに必要な権限を授權しているものの自己資金である。なお、前回変更報告書から今回の変更報告書までに平成26年10月1日付の1株につき3株の割合による株式分割により13,603,290株を無償で取得し、有償による取得及び処分により924,117株減少しております。</td> </tr> <tr> <td>取得資金合計(千円) (W+X+Y)</td> <td>15,353,580</td> </tr> </table>	自己資金額(W)(千円)		借入金額計(X)(千円)		その他金額計(Y)(千円)	15,353,580	上記(Y)の内訳	法第27条の23第3項第2号に基づき保有するものとされる株式の取得資金。但し、上記額の全額は、提出者に対して株式等の投資をするのに必要な権限を授權しているものの自己資金である。なお、前回変更報告書から今回の変更報告書までに平成26年10月1日付の1株につき3株の割合による株式分割により13,603,290株を無償で取得し、有償による取得及び処分により924,117株減少しております。	取得資金合計(千円) (W+X+Y)	15,353,580
自己資金額(W)(千円)											
借入金額計(X)(千円)											
その他金額計(Y)(千円)	15,353,580										
上記(Y)の内訳	法第27条の23第3項第2号に基づき保有するものとされる株式の取得資金。但し、上記額の全額は、提出者に対して株式等の投資をするのに必要な権限を授權しているものの自己資金である。なお、前回変更報告書から今回の変更報告書までに平成26年10月1日付の1株につき3株の割合による株式分割により13,603,290株を無償で取得し、有償による取得及び処分により924,117株減少しております。										
取得資金合計(千円) (W+X+Y)	15,353,580										

訂正後	第2[提出者に関する事項]	
	1[提出者(大量保有者)/1]	
	(7)[保有株券等の取得資金]	
	[取得資金の内訳]	
	自己資金額(W)(千円)	
	借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	13,366,206	
上記(Y)の内訳	株式分割(平成26年10月1日)による無償取得を取得原因とする株式13,603,290株につき0円 市場内外の取引による有償取得を取得原因とする株式6,052,728株につき13,336,206千円 なお、上記金額は、法第27条の23第3項第2号に基づき保有するものとされる株式の取得資金であり、その全額は、提出者に対して株式等の投資をするのに必要な権限を授権しているものの自己資金である。	
取得資金合計(千円) (W+X+Y)	13,366,206	